

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
殿

警察庁丁組一発第300号  
令和5年6月19日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策第一課長

都市計画法に基づく開発許可制度からの暴力団排除の推進について（通達）

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条に基づく開発行為の許可（以下「開発許可制度」という。）においては、法第33条第1項第12号により、申請者の信用を確認することが開発許可の基準として規定されている。

今般、国土交通省においては、暴力団排除をより一層推進するため、別添「都市計画法第33条第1項第12号の規定の運用について（技術的助言）」（令和5年6月19日付け国都計第44号）のとおり、法の規定を根拠とした暴力団排除に係る解釈を明確化した。よって、各都道府県警察にあっては、都道府県「（指定都市、中核市、施行時特例市、事務処理市町村を含む。以下同じ。）」との緊密な連携の下、開発許可制度からの暴力団排除の推進に努められたい。

## 記

### 1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

### 2 都道府県警察の対応

#### (1) 照会に対する回答

法に規定された開発許可制度において行われる開発行為の申請者が1の排除対象者に該当するか否かについて、都道府県の担当課の長（以下「都道府県担当課長」という。）から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対して照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成31年3月20日付け警察庁丙組組企第105号、丙組暴発第7号）に基づき、適切に対応すること。

また、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

#### (2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、申請者（法人である場合は、役員を含む。）が排除対象者であると認めた場合は、都道府県担当課長に対し、速やかに通知すること。

また、文書により通知する場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

### 3 保護対策

都道府県の担当課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別記様式、別添は省略